

一、發生、場所 京橋区新船松町ハ

(出張形、其日、出所七)

一、事業主側

名 称 株式会社九条田澤店

代 表 辰 沢 茂 乙

資 本 五拾万円 (全額拂込)

事 業 貨物運輸業

企業系統 十三

使用労働者 男(社夫)六五名

一、労働者側

争議参加労働者 男(社夫)六五名

應 援 日本運輸労働組合(全四労働)

争議参加者中組合加盟者 六五名

一、發生、時 七月十六日

一、發生原因

会社ハ海運界不況ノ爲ノ仕込金ノ貸越嵩ミタル爲ノ

疾病等ニ対スル待遇ト差引キ社夫等ノ日常ノ待遇ハ

劣悪タラントセシ爲ノ待遇改善ノ歎願ヲ爲スニ至ル

一、要求事項交渉状況

七月十六日社夫代表 鈴木新一郎 外二名ハ会社ヲ

訪レ左ノ歎願書ヲ提出シ回答ヲ求ムル所アリ

歎 願 書

今敢社夫一同ノ徳意ニヨリ生活事實カラ種々考慮致シマシテ左

記事項歎願致シマス 会社ニ於カレマシテ之私達ノ実情ヲ御考

慮下サイマシテ御承認ノ程ヲ切願スル次第ヲアリマス

一、共済金ノ負担額ハ会社一円五拾銭ニ対スル社夫五拾銭トシ